

早稲田大学百五十年史編纂専門委員会運営要綱

(専門委員会の職務)

第1条 早稲田大学百五十年史編纂専門委員会（以下「専門委員会」）は、早稲田大学百五十年史編纂委員会のもとで、次の事項を審議する。

- 一 百五十年史の執筆方針に関する事項
- 二 百五十年史の構成に関する事項
- 三 百五十年史の内容に関する事項
- 四 百五十年史編纂に係る資料収集および整理に関する事項
- 五 その他早稲田大学百五十年史編纂委員会より付託された事項

(専門委員会の構成)

第2条 専門委員会は、次の各号の者をもって構成する。

- 一 歴史館館長
- 二 歴史館副館長
- 三 編纂委員のうちから選出された者 若干人
- 四 本学の教職員等のうちから編纂委員長が指名する者 若干人
- 五 外部の有識者から編纂委員長が指名する者 若干人

(専門委員の任期)

第3条 前条第三号から第五号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 専門委員会に、委員長1人を置く。

- 2 委員長は、専門委員会の業務を総括し、専門委員会を代表する。
- 3 専門委員長は、第2条第一号に定める委員とする。

(専門委員会の運営)

第5条 専門委員会は、委員長が招集し、その議事を整理する。

- 2 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 専門委員会の議決は、出席委員の過半数により決する。
- 4 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の意見を聴くことができる。
- 5 委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員会の事務)

第6条 専門委員会の事務は、歴史館が行う。

附 則

この要綱は、2013年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、2022年7月20日から施行する。

以上